

令和5年度 第2回豊田市開発事業対策協議会 議事概要

日時	令和6年3月21日(木) 午前10時～午前11時
会議場所	東庁舎61会議室
出席者	別添名簿のとおり

1 議事

(1) 令和5年度の実績報告について

ア 協議会の年間取組について説明し、了解を得られた。

イ 土砂の搬出入事業の実態の研究について説明し、了解を得られた。

【質疑】

- ・ 5ページと6ページの違いは何か。違反とは、何を指すか。

⇒5ページは自治区のアンケートより報告を受けたものとなっている。

6ページは市が把握していた違反事業をまとめたものとなっている。ここで言う違反は手続条例違反、他法令違反等が挙げられる。

- ・ 条例的には、1000㎡を超えるものが対象になるが、1000㎡未満でも危険な盛土等は違反になるのではないか。

⇒現在は違反とは言えない。法令違反でないと強い指摘は難しい。すべての違反を把握することは難しいため、現在は条例の規模を基準に拾っている。また、盛土規制法の規制が開始されると規制の対象が変わるため、報告する対象は改めて提案させていただく。

(会長)

違反についての声のかかり方など、入口の部分が分かったので、来年度の啓発の参考としていく。

ウ 豊田市違反開発防止週間活動報告について説明し、了解を得られた。

【質疑】

- ・ 違反をする業者は市外の業者が多いように感じる。市外の業者へ対する啓発の方法も考えていただけるとありがたい。

⇒市としても違反をする市外の業者が多いという印象があるため、来年度に何らかの啓発の方法を提案させていただく。

(会長)

市外を含め、広いエリアに周知する必要があるため、来年度の周知方法を含め考えていくように。

II 違反開発事業の情報提供と対応状況について説明し、了解を得られた。

【質疑】

- ・ 都市計画法違反とあるが、具体的にはどのような違反か。

⇒用途変更の許可を受けることなく、当初許可とは別用途で建築物を使用しているという内容である。

判断が難しいので、従来と使い方が変わるなど、気になることがあれば報告いただきたい。

(2) 令和6年度の事業計画(案)について説明し、了解を得られた。

ア 主要な取組事項

【質疑】

- ・ 10月に盛土規制法の規制開始とあるが、豊田市での規制が開始されるということか。
⇒法律は5月に施行されているが、豊田市として規制区域の指定、告示を行い、規制が開始されるのが10月1日を予定している。
- ・ 規制区域はどのようなか。
⇒規制区域は豊田市全域となる。宅造区域か特盛区域のいずれかに指定される。
また、法律では宅造区域と特盛区域で対象となる盛土等の規模は異なるが、豊田市では条例により、一律で宅造区域の許可対象規模に合わせていく。

(会長)

盛土規制法については、国も急いで作った法律となっている。豊田市は東海3県では一番早く規制を開始する予定なので、メディアに対してアピールしてほしい。

イ 事業スケジュールについて説明し、了解を得られた。

【質疑】

- ・ 盛土規制法の説明会について、依頼をすれば各団体ごとに説明会を行っていただくことは可能か。
⇒そのように対応させていただく。

(会長)

1月の能登半島の地震でも液状化などが問題となった。盛土関係、建築関係含め関係基準法令が見直される可能性がある。情報が入ったら適切に提供していくので、御理解、御協力いただきたい。